

車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 22 年 12 月 7 日、国土交通省にあっせんします。

（行政相談の要旨）

公共施設やスーパーなどの障がい者用駐車スペースに健常者が駐車しており、障がい者等が駐車できないことが度々あるので、対策を講じてほしい。

※ 同様の行政相談が当省に 30 件以上寄せられている。

（当局の調査結果）

- 車いす使用者用駐車施設は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、一定規模以上の公共施設、商業施設等を新設又は改良する場合に設置が義務付け。
- 同施設の利用対象者の範囲や管理の在り方については定めがなく、不適正駐車に関する苦情は全国的に発生。
- 地方公共団体の中には、パーキングパーミット制度を導入し、同施設の利用の適正化に取り組んでいるものもある（15 県 2 市）。
- 施設設置管理者においても、駐車ゲートの設置等により、同施設の利用適正化に取り組んでいる例もあるが、設置費用が高額になること等から一部にとどまっている。
- 駐車ゲートの整備等については、社会資本整備総合交付金による支援が可能であるが、これを活用した例は確認できない。

（あっせん要旨）

国土交通省は、障がい等を有する方のために設置されている車いす使用者用駐車施設の適正な利用の確保を推進する観点から、パーキングパーミット制度等の地方公共団体の取組や施設設置管理者の取組等を収集、分析し、次の措置を講じる必要がある。

- ① 車いす使用者用駐車施設の利用対象者、同施設の適正利用に係る施設設置管理者の取組促進方策等について、利用ニーズ、課題、具体的取組方策等を把握するとともに、地方公共団体、施設設置管理者等の参考となる効果的な取組事例等について周知を図ること。
- ② 不適正駐車の防止に係る施設設置管理者の取組を推進するため、不適正駐車防止装置の設置の効果把握するとともに、同装置を設置するに当たって活用可能な現行の交付金等支援制度の利用促進に向けた周知を図ること。



車いす使用者用駐車施設に係る制度

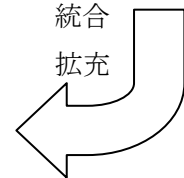
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
(ハートビル法 平成 6 年)



高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律
(交通バリアフリー法 平成 12 年)

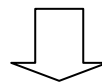
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(バリアフリー新法 平成 18 年)

統合
拡充



(目的)

高齢者、障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進



以下の施設において車いす使用者用駐車施設の設置を義務付け

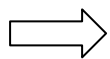
- 特別特定建築物に附属する駐車場 (例 : 大型スーパーの駐車場)
- 道路の附属物である駐車場 (例 : 高速道路の PA・SA の駐車場)
- 特定路外駐車場 (例 : 平面有料駐車場) 等

(注) 「車いす使用者用駐車施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)等に規定されている「車いす使用者用駐車施設」又は「障害者用駐車施設」を総称したものである。

資料 2

車いす使用者用駐車施設の利用の考え方

- 身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと（「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 18 年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示））
- 車いす使用者だけに利用を限定したものではなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、「車いす使用者用駐車施設」を利用することは可能（国土交通省作成「義務付け措置等に関する Q & A」）
- 不適正利用に対する罰則はない。



利用方法について、具体的な定めはない。
利用者のモラルや施設設置管理者の判断に委ねられている。

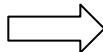
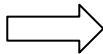
パーキングパーミット制度の導入

- 公共施設の他、県と協定を締結したショッピングセンター、病院、ホテル等の車いす使用者用駐車施設に共通の利用証を利用者に交付して、利用対象者を明確化
- 利用者は、駐車の際、利用証を車内に掲げるなどして適正な利用者であることを明示
- 施設設置管理者は、パーキングパーミット制度の協力施設である旨を掲示し、不適正駐車を発見した場合は注意喚起を行うこととされている。
- 平成 22 年 9 月現在で 15 県 2 市において実施

(注) 「パーキングパーミット制度」とは、一部の地方公共団体が独自に導入している制度で、共通の利用証を利用者に交付し、車いす使用者用駐車施設の適正利用を図るものである。



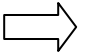
施設設置管理者の取組状況

- 不適切駐車防止の取組を実施している施設設置管理者は少数
- 迷惑駐車対策のための円錐形のパイロンを設置するなど誤った対策を講じている例あり
- 表示板の設置や店内放送により適正利用を呼び掛け  効果不十分
- 不適正駐車防止装置（駐車ゲート）を設置  設置費用が高額
(1基50万から100万円)



効果的な対策がとれず、不適正駐車への対応に苦慮

施設設置管理者への支援

- バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金(注)）
 - ・ 建築物、公共空間のバリアフリー化を推進
 - ・ バリアフリー環境整備計画に位置付けられている車いす利用者用駐車施設、認定特定建築物として整備される車いす利用者用駐車施設は、地方公共団体の判断で交付金の対象  施設設置管理者にあまり知られていない。

(注) 社会資本整備総合交付金とは、国土交通省が、従来の地方公共団体向けの補助金を統合し、平成22年度に新たに創設した交付金である。